



7請願

受理番号	第 2 号
受理年月日	令和 7 年 4 月 24 日

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

紹介議員

小川 文子 

令和7年4月24日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

請願者 住所 020-0015 盛岡市本町通 2-1-36

浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂喜

電話・FAX 019(601)2224



「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

【請願事項】

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

【請願理由】

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

静岡県清水市（当時）でおきた一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が2024年9月26日、事件発生から58年、再審裁判でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから43年以上の歳月を要しました。また、10月23日、福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、果たして救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件でも、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察が提出した証拠によって、確定死刑判決の決め手とされた3つの証拠が捜査機関によって捏造されていたことが明らかになり、再審開始につながりました。

また、やっと再審改正決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって数年から数十年という時間を要し、救済は遅れています。袴田事件では2013年3月の再審開始決定に対する検察の不服申し立てにより、再審開始が確定するまでに10年もかかっています。

検察は、やり直しの裁判において有罪を立証することもできます。現に、袴田事件において検察は、再審公判で有罪主張を行い、十分な審理の上で静岡地裁は袴田さんに再審無罪判決を言い渡し、それが確定しました。

以上の理由により、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出されるよう請願します。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書（案）

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

静岡県清水市（当時）でおきた一家４人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（８８歳）が２０２４年９月２６日、事件発生から５８年、再審裁判でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから４３年以上の歳月を要しました。また、１０月２３日、福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（５９歳）の再審開始が決まりました。事件発生から３８年、再審請求を始めてから２０年かかりました。

このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、果たして救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件でも、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第２次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察が提出した証拠によって、確定死刑判決の決め手とされた３つの証拠が捜査機関によって捏造されていたことが明らかになり、再審開始につながりました。

また、やっと再審改正決定が出されても、検察が不服申し立てをすることによって数年から数十年という時間を要し、救済は遅れています。袴田事件では２０１３年３月の再審開始決定に対する検察の不服申し立てにより、再審開始が確定するまでに１０年もかかっています。

検察は、やり直しの裁判において有罪を立証することもできます。現に、袴田事件において検察は、再審公判で有罪主張を行い、十分な審理の上で静岡地裁は袴田さんに再審無罪判決を言い渡し、それが確定しました。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。